

令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月17日(木) 15:00～16:38
- 2 場 所 つくば国際会議場 4階中会議室 (茨城県つくば市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、朝田教育総務課長、木幡生涯学習課長、松原支援員(13人)

4 町民出席者 13人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないよう取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植付されたところ。町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。

避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めている。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015(平成27年)3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万m³が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明(中野住民生活課長)

○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

7 懇談概要

(三字：男性)

特定復興再生拠点区域の建物解体の件について。高島テクノロジーが対応するということだが、なぜ窓口がいわき支所にしかないのか。建物は双葉町内にあるのに手続きはいわき支所でしかできないのは不親切ではないか。

(建設課：松原支援員)

他会場でも同様のご指摘をいただいた。まず、現時点ではいわき支所でしか受付していないが、申請者が窓口に出向かなくとも、郵送や電話でも申請を受け付けているのでその点をご承知いただきたい。また、現在環境省に双葉の庁舎にも窓口を設置できないか相談しているところである。

(新山：男性)

現在電気自動車に乗っている。大熊や浪江には補助制度があり、さらに浪江では水素ステーションの計画がある。双葉にも水素ステーションや、電気自動車の充電ができる場所を設けることはできないか。

(伊澤町長)

町として前向きに検討していく。

(中田：女性)

町内の自宅を解体したが、土地が草だらけになってしまい切ない。除草剤を撒いても1度だけでは効果がなく、何度も撒く必要があるし、除草業者に頼むと高額になってしまうので、町として何か補助制度を設けることは考えていないか。それから、お墓の草刈りもお願いしたい。共同墓地の入り口部分に竹が伸びたりして車が侵入できずに、近くに車を停めて歩いていく人などもいる。

(中野住民生活課長)

宅地の除草については、住民生活課で除草剤を配付しており、お手間をおかけするが個人でご対応頂いている。除草業者に発注するとどうしても高額になってしまうが、ある程度まとまった単位で発注することで料金を低減化していくこともできるかと思うのでそのあたりは検討していきたい。

共同墓地の除草について、お盆お彼岸に合わせて東京電力のほうで除草作業を実施している。

(三字：男性)

住民意向調査の設問が町民を馬鹿にしているのではないか。「町とのつながり」や「町へ訪れたいか」というのは失礼だ。私は回答するつもりはない。協力するつもりはない。

町道の管理の予算があるはずだが、執行されていないのか。私の家へ行く道の手前で工事をしているが、土埃がひどく町道の法面の藪もひどい。私の家の前の町道の法面、草を刈ってイノシシが崩した部分を整形してくれと言っているがやってもらえない。あげくには建設課長が草刈りをしていた。建設課長に現場で会いたいと言ったが、1カ月後でないと日程が取れず、会えないと言われたから、会うのをやめた。

田んぼ、畑を除草してもらった。農業振興課にいつ除草してくれるのか、耕起してくれるのか等聞いても答えてくれない。環境省と農業振興課で意思疎通ができていないのではないか。私は以前、農地に関しては農業振興課に申し込めば除草後1度はトラクターで耕起してその後は農地管理組合で管理してもらえると説明を聞いた。ところが環境省は畑に手を付けてくれない。だから農業振興課に仕事が回っているのかも確認できない。

一人ひとりの復興を唱えておきながら、やってほしいと言っていることをやってくれない。帰るか帰らないかという問題ではない。きれいにしてから聞くべきだ。環境省から役場に人が来ているのだから、本省にしっかり話をつないでもらって全町しっかりきれいにしてもらおうよう伝えてほしい。

(下条：男性)

避難指示解除で、固定資産税等についてどうなるのか。具体的に教えてほしい。

(中里戸籍税務課長)

固定資産税は地方税法でその年の1月1日現在が基準日として規定されている。令和4年分については、令和4年1月1日は拠点区域も帰還困難区域であったので、固定資産税は課税されない。令和5年以降については、避難指示解除後の取り扱いで、地方税法では3年間は2分の1減免すると規定されている。ただし、町の税金は町で決める必要があり、今までも減免条例を町議会に諮って決めていた。時期としては例年3月頃になる。議決を経て決まる内容であるため、来年以降の話についてはこの場では回答が難しい。税については決まり次第皆さんにお知らせすることとしたい。

(新山：男性)

1点目、医療費の一部負担金免除証明書について、A4ではサイズが大きくて持ち運びに不便。免許証程度のサイズまで小さくすることはできないか。

2点目、国道6号について、復興復旧のためにも、住民の生活道路としても非常に重要な道路であるので、4車線にしてほしい。

(高橋健康福祉課長)

一部負担金免除申請書について、国指定の様式を使用している。サイズに関しては国に確認する。

(伊澤町長)

国道6号の4車線化については、かなり前から国交省に要望しているが、なかなか要望が通っていない。これからも諦めずに要望を続けていく。

(山田：男性)

除染について、帰還困難区域は帰還する人の部分だけ除染するという国の方針とのことだが、町長が全域除染を求めているのは非常にうれしく思っている。帰還しなくとも土地を有効活用する方法はいくらでもある。

(伊澤町長)

帰還困難区域の土地活用については、まだ具体的にはお示しできないが、帰還困難区域であっても農地の利用ができるように、学者の方や国と協議している。本来であればすべて除染して使える土地にしてもらえるのがいいが、段階的に除染せざるを得ないことから、2020年代にかけてという国の方針になっている。特別通過交通など様々な手法があるが、内々には国と調整しているところである。

(三字：女性)

タブレットの貸し出し終了に代わる何かを考えているか。

町政懇談会のようなかしこまった場ではなく、より気軽な座談会のようなものを検討してほしい。

(伊澤町長)

町政懇談会のやり方については、他の会場でもご指摘をいただいたところ。検討してまいりたい。

(橋本秘書広報課長)

タブレット端末については、現在周知しているところだが、来年3月をもってタブレット端末の運用は終了となる。その代わりとして、アプリケーションを開発しているところでスマートフォンにダウンロードしてもらうことで、タブレットの代わりに使っていただくように考えている。他の会場でガラケーしか持っていない、タブレットを新しく配布することはできないのか等ご意見をいただいているが、新しいタブレットは非常に難しい。ガラケーについては、我々のアンケート結果では約7割の方がスマートフォンを利用していること、近い将来ガラケーのサービスが終了することを鑑みて、可能であればスマートフォンに切り替えていただき、アプリケーションを利用していただきたい。

(新山：男性)

賠償関係について、原賠審のオンライン配信を見ていたが、先日第5次追補を出すということを聞いた。役場のほうでいつ頃になるか等情報を持っていないか。もしわかればわかった段階で知らせてほしい。

(中野住民生活課長)

11月10日の件だと思われるが、おそらく今検討している段階で町のほうで何かわかり次第、広報等で皆さまにお知らせする。

(中田：女性)

住民票について、家を解体したが住民票は双葉町にある。その場合いずれは住民票を異動させなくてはならないのか。

(中里戸籍税務課長)

しばらく置いていただいて大丈夫である。県内 13 の自治体では原発避難者特例法が適用される。この法律がある限りは町内に住民票を置いてあっても、避難先の自治体で行政サービスを受けることができる。ただし、特例法というのは特別な法律のため、明確な時期は示されていないがいずれは異動させなくてはならない時期がくることは了承いただきたい。すぐの話ではないが、そのようなことになれば町から皆さまに周知したい。

(中田：男性)

町長に双葉町で核のゴミを受け入れるという選択肢はないか。

(伊澤町長)

原発所在自治体としては、直接的に関係のある話だと理解している。使用済み核燃料の最終処分場については全国で 2 自治体の手を挙げている。韓国で開催された原発立地自治体の首長が参加する会合に参加したが、最終処分場が決定している国はフィンランドだけだった。それは数億年地殻変動がなく安定した地形であることなどが要因とされている。

一方で、日本は地震大国で安定した土地はないので、素人考えだが地下埋設には向かないのではないかと思っている。

閉会（閉会時間午後 4 時 3 8 分）